

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務			
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日号外法律第38号)第10条に基づき、住民税非課税世帯等に対する給付金を支給する。 この支給事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱うものとする。 ①審査及び決定に関する事務 (※支給要件の確認に必要な税情報等の照会含む) ②給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務			
③システムの名称	1. 情報提供ネットワークシステム 2. 臨時給付金・商品券システム 3. 団体内統合宛名管理システム 4. 中間サーバ			
2. 特定個人情報ファイル名				
住民税非課税世帯等に対する給付金等ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 <情報提供> 提供なし			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部 福祉課			
②所属長の役職名	福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部 総務課 庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	健康福祉部 福祉課 庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-213-6131 内線3944			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	1③システムの名称	情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、臨時給付金・商品券システム	1. 情報提供ネットワークシステム 2. 臨時給付金・商品券システム 3. 団体内統合宛名管理システム 4. 中間サーバ	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査	〔○〕自己点検	〔○〕自己点検 〔○〕内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年11月1日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書	事前	新たな給付事務の開始に伴う表記の変更
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務	事前	新たな給付事務の開始に伴う表記の変更
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日府政経運第423号発出)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日号外法律第38号)第10条に基づき、住民税非課税世帯等に対する給付金を支給する。 この支給事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱うものとする。 ①審査及び決定に関する事務 (※支給要件の確認に必要な税情報等の照会含む) ②給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務	事前	新たな給付事務の開始に伴う表記の変更
令和4年11月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	住民税非課税世帯等に対する給付金等ファイル	事前	新たな給付事務の開始に伴う表記の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 121項	番号法第19条第8号 別表第二 121項	事後	表記の修正
令和4年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和4年9月30日	事前	公表日の計数
令和5年1月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務	事後	新たな給付事務の開始に伴う表記の変更
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年9月30日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月31日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数